

# ○桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会運営要綱

(令和3年7月6日施行)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会条例(令和3年桐生市条例第7号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、桐生市立小中学校適正規模・適正配置審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議の公開)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

## (会議の傍聴)

第3条 会議は傍聴することができる。ただし、傍聴席が満員となったとき、その他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒否することができる。

2 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他会長が傍聴を不適当と認める者

4 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 私語、談笑、拍手等をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表さないこと。
- (5) 写真又は動画の撮影、録音等をしないこと。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

5 傍聴人は、会長が傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

## (書面による調査審議)

第4条 条例第6条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害その他のやむを得ない理由により会議を開くことができない場合において、必要があると認めるときは、書面による調査審議を実施することができる。

2 書面による調査審議の議事は、委員の過半数が当該書面による調査審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、書面による調査審議において、必要があると認めるときは、委員以外の者に書面による意見を求めることができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 会長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、会議を非公開で実施した部分その他公表に適さない部分については、この限りでない。

2 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の大要
- (4) その他会長又は会議において必要と認めた事項

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月6日から施行する。